

| | |
|--|--|
| 総合的な過疎対策の充実、強化を求める意見書 (大阪府枚方市議会)(第一四八一号) | 意見書(長野県佐久穂町議会)(第一四九一号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府議会)(第一四八二号) | 意見書(長野県飯島町議会)(第一四九三号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府貝塚市議会)(第一四八三号) | 地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書(大分県議会)(第一四九四号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府貝塚市議会)(第一四八四号) | 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(鹿児島県宇検村議会)(第一四九五号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府八尾市議会)(第一四八五号) | 意見書(鹿児島県宇検村議会)(第一四九六号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府松原市議会)(第一四八六号) | マイナンバーカードから性別記載欄を廃止することを求める意見書(東京都小金井市議会)(第一四九七号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府松原市議会)(第一四八七号) | 免税軽油制度の継続を求める意見書(岩手県久慈市議会)(第一四九八号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(長野県信濃町議会)(第一四八七号) | 免税軽油制度の継続を求める意見書(宮城県議会)(第一四九九号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府摺河内市議会)(第一五〇〇号) | 免税軽油制度の継続を求める意見書(秋田県仙北市議会)(第一五〇〇号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(長野県長和町議会)(第一五〇二号) | 免税軽油制度の継続を求める意見書(長野県佐久市議会)(第一五〇三号) |
| 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府東大阪市議会)(第一四八八号) | 免税軽油制度の継続を求める意見書(長野県信濃町議会)(第一四八七号) |
| 大都市財政の実態に即応する財源の拡充を求める意見書(京都府議会)(第一四九〇号) | 本日の会議に付した案件 |
| 地方法規の社会保障制度の拡充を求める意見書(栃木県高根沢町議会)(第一四九一号) | ○大口委員長 これより会議を開きます。 |
| 地方法規の厚生年金制度への加入を求める意見書(栃木県高根沢町議会)(第一四九一号) | 理事の補欠選任についてお諮りいたします。 |
| 地方法規の厚生年金制度への加入を求める意見書(栃木県高根沢町議会)(第一四九一号) | 委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつております。その補欠選任につきましては、先例 |

| | |
|---|--|
| ○大口委員長 内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案 | 正する法律案を議題といたします。 |
| 〔本号末尾に掲載〕 | これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。 |
| ○高市国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 | ○大口委員長 この際、お詫びいたします。 |
| 新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図る観点から、地方税に關し、所要の施策を講ずるため、本法律案を提出した次第です。 | 本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣府大臣官房審議官黒田岳士君、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、総務省大臣官房総括審議官前田一浩君、自治行政局公務員部長大村慎一君、自治財政局長内藤尚志君、自治税務局長開出生英之君、財務省大臣官房審議官住澤整君、財務省主計局次長角田隆君、国税庁課税部長重藤哲郎君、文化庁審議官森孝之君、厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官達谷庸野君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君及び国土交通省大臣官房建設流通政策審議官中原淳君の出席を求め、説明を聴取いたしました。併し、御異議ありませんが、御異議ありませんか。 |
| 以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。 | ○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。 |

| | |
|--|------------------------------------|
| 第一に、固定資産税及び都市計画税の改正です。厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和三年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を二分の一又はゼロとすることとしております。 | ○大口委員長 これより質疑に入ります。 |
| 第二に、徴収の猶予に関する改正です。新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があつた事業者について、無担保かつ延滞金なしで一年間、徴収を猶予する特例を設けることとしております。 | ○大口委員長 これより質疑に入ります。 |
| 第三に、車体課税の改正です。自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減措置について、適用期限を令和三年三月三十一日まで延長することとしております。 | その他、固定資産税の減収を補填する措置等を講ずることとしております。 |
| 大臣も、審議、大変お疲れのところ、よろしくお願いいたします。 | 以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要でございます。 |
| 新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急経済対策を実行するために、補正予算のいち早い成立は急務でありますけれども、走りながらも、中身 | ○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。 |

を冷静に吟味することが重要でありました。

個人への一律十万円の現金給付への方針転換は、全ての人々への支援という形で、その趣旨は

交わりましたが、さまざまな活動の制約が続いている御不便をおかけしている多くの国民の皆様、そうした状況の中で、国民を分断せずに、感染収束に

ら四月三十日ということでお願いをしておりますが、申出期間経過後も、引き続き、被害者の申出は受け付けます。

というのだが、前回もこれは同じだつたんですね。改善されていないわけです。

自治体の窓口で被害者が申し出た際に、DVの被害を確認できる書類がやはり必要なんですが、そのものというものが、裁判所からの保護命令決定

ました。これを野放しにはできないので、自治体

長期にわたって避難先で暮らしているようなケー

から世帯主に被害者分の給付金の返還請求をする、この必要が出てくるんですが、ここへの対応

スについて、もう少し詳しくお話をしたいと思います。

自治体の窓口で被害者が申し出た際に、DVの被害を確認できる書類がやはり必要なんですが、そのものというが、裁判所からの保護命令決定全般的な自治体でどのくらいの返還請求の対象に改善されていないわけです。

Digitized by srujanika@gmail.com

向けてみんなで連帯をしていくという意味で、時間はかなりかかりましたが、給付施策、これをみんなで変えられた意義は大変大きいと思います。補正予算の組み替えという異例中の異例の対応がとられる中で奔走されている役所の皆様方の御労苦にも、心から、この場をおかりして敬意を表します。

たいと思います。
あらゆる世帯への家計支援のためのお金ですけれども、あくまでお一人お一人に確実に届けられる仕組みでなければならないと思います。
そこで、幾つか私から確認をさせていただきました
いとります。

世帯主が家計分を一括して申請をして、世帯主の銀行口座に人数分の給付金を振り込むという仕組み。まず、世帯ごとの給付だと不都合なケースがやはりあります。

例えば、DVや子供への虐待で、住民票を残してしまって居ているような場合。これでも、被害者が、今住んでいる自治体の窓口へ、被害が確認できる書類を添えて、あさって三十日までに申し出ておけば、世帯から切り分けて受け取ることが

できるようになります。

うことですが、ここで問題なのが、被害を受けている方が自治体に申し出るよりも先に、世帯主が既に一括申請をしていて、被害者の分の給付金も受け取ってしまっているという場合。被害者がその後に自治体に申し出たような場合には、これは国として、どのように対応していくのか、そして、どのように返金を求めていくのか、伺いたいと思います。

が、申出期間経過後も、引き続き、被害者の申出は受け付けます。

なお、既に被害者分の給付金が加害者に支給されてしまっているような場合には、被害者分の返還を求めるということといたしております。

既に自治体の方に先週までにお示ししております特別定額給付金の申請書のフォームの中に、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。また、他の市区町村で重複して特別定額給付金を受給していることが判明した場合には返還に応じる」と、世帯主以外の世帯員が一定の事由により特別定額給付金を受給していることが判明した場合には返還に応じることといった同意事項も書かせていただいております。

○緑川委員 自治体で被害の把握が間に合っていないまま世帯主に給付されてしまったといったケースは、前回の二〇〇九年のリーマン・ショックへの対応として支給された定額給付金でもあります。いただいております。

ただ、前回は、違うのは、DV等支援対象者として、被害者に住民基本台帳の閲覧制限をさせた上で、被害者の住所を変更する、つまり住民票を異動させるということが前回の給付の前提でありましたが、今回は、それをなくして、手続の負担をなくして、避難先の自治体の窓口で申し出れば対応がとられると。確かにこれは、被害者に知られるリスクも少なくて、より安全な仕組みになつていると思います。

そして、被害者への給付というのも、避難先の自治体が救済をする形をとつて、その救済の財源も国の補助事業の対象にするということです。ただ、気になるのは、世帯主の口座に被害者の分まで一括給付されてしまった自治体としては、やはり、大臣おっしゃったように、返還請求をすると。世帯主の二重取りの問題が前回も生じていて

改善されていないわけです。
全ての自治体でどのくらいの返還請求の対象になったのかが、これを役所に伺つても、前回分は把握していないということなんですが、総務省は民事上の債権などのやりとりには立ち入れないということで介入を避け続けてきたわけですから、も、前回と同じような仕組みで給付をしていく以上、今回は対応策を検討しておくべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○前田政府参考人　お答え申し上げます。

確かに、御指摘のとおり、いわゆる加害者側の方にお金が渡るということになりますと、これを返還していくたゞくというのはなかなか難しい局面があろうかと私どもも思つております。

であるからこそ、非常に限られた期間ではあるんですけれども、原則として四月三十日までに申し出させていただいて、その中でしっかりと被害者でも、これは内閣府ほか関係団体の方とも調整させていただきまして、四月三十日までということがありますと加害者であるところの世帯の方に被害者分も給付されないよう対応するという仕組みを構築して、極力そこ段階でそういう重複支給が起きないよう関係者が共同して対応するという仕組みを、この短期間の中ではございますが、構築させていただいたところでございます。

○緑川委員　迅速に給付をしていくということと、これまでの事例も踏まえてこうした事情による民事上のトラブルを生じさせないということ、兼ね合いはやはり難しいんですけども、被害者の分まで一括給付をしてしまったということを事前に防ぐためには、被害者からの動きがやはり起点になつてくるわけですが、ここで、三十日までにということが難しいケースと、いうのを少しちょっとと触れさせていただきたいと思うんです。

自治体の窓口で被害者が申し出た際に、DVの被害を確認できる書類がやはり必要なんですが、そのものというのが、裁判所からの保護命令決定書あるいは婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書、あるいはそれにかわる書類として、今回の給付金の申出のためだけに発行できるものがあります。それがDV被害申出確認書なんですが、このいずれかの添付が給付の条件になっています。

このうち、DV被害申出確認書の発行を受けられる条件としては、一つに、昨年四月以降に避難していることというこというふうにあります。つまり、世帯主から逃れて避難先で暮らし始めてからまだ一年たつていませんよという方は、公共料金の請求書などでその居住地が確認できれば窓口で書類を発行してもらえるということなんですが、一方で、それ以前から避難している、つまり避難して一年以上がたつてしまっている場合には、必要な書類の発行が受けられない可能性があると思いますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○高市国務大臣　これまでの、婦人相談所が発行するDV被害の証明書に加えて、今委員もおっしゃっていましたが、今回の給付金の申出事務の用途に限つて、市区町村等の行政機関や、行政機関と連携してDV被害者支援業務を行つてゐる民間支援団体が発行する確認書を添付することも可能としました。

この確認書については、内閣府の方で、原則としては平成三十一年四月以降の避難や支援を要件としていました。しかし、今回、支援団体からの要請なども踏まえて、昨日四月二十七日付で内閣府から地方公共団体に對して事務連絡が发出され、平成三十一年三月以前の避難事案にも確認書を速やかに発行することを示したということです。

Digitized by srujanika@gmail.com

| |
|---|
| <p>付金にしてほしいと以前から求めていたことに一部応える形にはなっていますけれども、ただ、一兆円では足りないということは明らかであります。</p> <p>休業要請を実効性のあるものにしていくために政党のほか、現場で対策を講じている首長からも強い声が上がっていましたし、全国知事会でも、今月十七日の時点で、提言という形で示されています。</p> <p>また、十七日の段階で示していましたから、補正予算の組み替えを決めた二十日までに時間がありました。その間、なぜ組み替え時に臨時交付金の予算をふやさなかつたんでしょうか。</p> <p>○大塚副大臣 これはまず、休業の協力金に活用したいという自治体の声があることは承知しております。</p> |
| <p>ただ、基本的に今回の補正の中の考え方では、休業されている事業者あるいは売上げが大幅に減少している事業者の方には、まず、これは国の負担で、地方公共団体の負担なしで二百万円、個人事業者は百万円給付をするという仕組みがござります。そのほかにもさまざまな事業者向けの支援の仕組みが入っているわけでございまして、雇用調整助成金もそうだし、無利子無担保の融資の拡充などもそうです、この辺も地方自治体の負担なしでできるようになっているということがあつた上で、臨時交付金は、これはもともと、各地方自治体の状況に合わせて自由度高く使っていただけることができるものとして、リーマン・ショックのときに一兆円で導入をしたものでしたが、これが非常に、当時も使い勝手がよいということで評判がよかつたこともございまして、今回も同規模の一兆円ということで措置をするということで、今まできているわけでございます。</p> <p>そうした中で、これを協力金にも活用できるのかという声がございました。これは、地域地域でさまざまな事業者、産業の構成、あると思いますし、どういう経営の状況に陥っているかというのも、これも地域によっていろいろあると思いま</p> |
| <p>す。その自治体の首長さんがしっかりと御判断をしていただいてもいいと思いますけれども、それに限って財源を設けているわけではありませんで、さまざまな、例えば、オンライン、遠隔授業を拡充していくとか、農業、漁業といったことの支援に使っていくとか、地域地域でこれは御判断をいただければ、このように思つてているところでございます。</p> <p>○緑川委員 十七日に御要望があつて、二十日に組み替えられたではないかというお話をありますけれども、これは協力金に使うための財源というわけではありませんので、まずこの一兆円、リーマンと同じ規模を措置し、自治体の事情に合わせて御活用いただければ、このように思つておるところであります。</p> <p>○高木委員 今は、この緊急支援、何度も申し上げますが、持続化給付金も支給がおくれて、雇用調整助成金も、申請自体も少ないんだけれども、支給が更におくれて、この収束に向けて、八割減、人との接触機会を減らそうという環境として、痛みはあるけれども、やむを得ず休業をお願いしている。</p> <p>休日の人出は確かに八割減になつて、ありますが、平日の人出というのはそれ以下、四割から七割以下の減少にとどまっています。こういった感染拡大の傾向にある中では、来月以降も、緊急事態宣言の全域の解除ということはやはり難しいんだろうというふうに思います。外出自由を緩めれば第一、第二の波が来るかもしれないもあります。</p> <p>○高木委員 急ぎながらの議論で、でも、私も、時間が限られた中で丁寧にやはり御答弁をお伺いしたいなと思っておりました。</p> <p>○大口委員長 半分も行かなかつたんですけども、お越しいただいた役所の皆様も、申しあげありません。ただ、リーマン・ショックと比べれば……：</p> |
| <p>○高木委員 次に、高木練太郎君。</p> <p>○高木(練)委員 立国社、立憲民主党、高木練太郎です。</p> <p>○大口委員長 次に、高木練太郎君。</p> <p>○高木(練)委員 高市大臣、また政府の皆さん、大変お疲れさまです。連日本本当に大変だと思います。心から敬意も含めた上積み、そしてこの第二次補正予算の策定での増額など、どこまでお考えでしようか。</p> <p>○大塚副大臣 確かに、委員御指摘のように、コロナとの闘い、長期戦になつていくという可能性も多分にあるのかなと私自身も感じているところでございます。</p> <p>そうした中で、各地域、どのような状況になつていくか、これは注意深く見ていかなければなりませんし、必要な手立てがあれば果断にこれは実施をしていくということが求められていくんだろうというふうに思つております。</p> <p>二次補正云々というお問合せでありましたけれども、そこは、まだ今回の一次補正の配付が始まっているわけでもないという中でございますので、なかなかお答えは難しいところがございますが、しっかりと地域の実情を見きわめながら対処していくければ、このように思つておるところでございます。</p> <p>○高木(練)委員 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等がされた文化芸術、スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない、放棄することを選択された方は、その金額分を寄附とみなし、税優遇、寄附金控除を受けられる新たな制度が創設されました。</p> <p>私も、文化芸術、スポーツを応援したい立場です。そういう中で、いろいろな声を政府の方も聞かれたでしょうし、そして、我々、党の方でも、文化芸術に携わってこられている方々の現場の窮状を伺つてまいりました。</p> <p>我々も聞いてきたんですが、政府の耳にも届いてこのような新しい制度が創設されたんだと思います。そういう中で、いろいろな声を政府の方も聞かれたでしょうし、そして、我々、党の方でも、文化芸術に携わってこられている方々の現場の窮状を伺つてまいりました。</p> <p>○森政府参考人 お答えを申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のために中止等となりましたイベントの主催者を支援する</p> |

ためには、多くの方々にこの制度を広報、周知をすることが大変重要であるというふうに考えてございます。

これまでも、文部科学省では、文化芸術団体及びスポーツ団体に対しましてこの制度に関する説明を行いますとともに、文化庁、スポーツ庁のホームページに掲載をするなど、広く国民に対する周知を図ってきたところでございます。

ただけますよう、今後ともさまざまな広報手段を活用し、さらなる広報、周知に努めてまいりたいと存じます。

○高木(鍊)委員 一緒に、この新しい制度を文化芸術を応援したいという方々に知つてもらうために、私も尽力したいと思います。

それでは、続きまして、特別定額給付金事業につきまして伺つてまいります。
趣旨につきましては、先ほどの緑川委員の質疑にもございました。私も若干確認させていただきたいのですけれども、やはり、制限つきの三十万円から一律十万円に変更され、四月十七日、安倍首相の記者会見、あそこでも、全ての国民の皆様という御発言がありました。そういう趣旨からいきますと、家計への支援、あるいは受給権者が世帯主というのは、やはり私はかなりの違和感がどうしても芽生えてしまします。やはり個人だろうと。

先ほど大臣の御答弁にもありました、実務上相当難しいのは私も承知しております。しかし、実務の話ではなくて、理念、趣旨のところでは、やはりここは個人と書かなきやいけないのでないでしようか。
その点について確認したいのですが、個人、書きぶりとしては、日本国内に住む全ての方々といふふうに、世帯主ではなくて、書くべきではないかと思いますが、いかがでしようか。
○前田政府参考人 お答え申し上げます。
この特別定額給付金につきましては、給付対象者につきましては、四月二十七日でありますとこ

ろの基準日、ここにおきまして住民基本台帳に記載されている者としているところでございます。

これは、先ほども話がございましたけれども、できるだけ多くの方々にこの制度を活用していただけますよう、今後ともさまざまな広報手段を活用し、さらなる広報、周知に努めてまいりたいと存じます。

| |
|---|
| <p>がら、自身の感染の恐怖にもおびえながら、自分がひょっとしたらもう感染しているかもしない、家族にうつしからもう感染しているかもしない、車の中で過ごしていらっしゃる看護師さんもいるというふうに伺っています。</p> <p>そういった、国民の、住民の暮らしを必死で守ろうとして働いている皆さん、命と健康を守ろうと一生懸命取り組んでいらっしゃる皆さん、もちろん公務だけじゃなくて民間の方々もそうですが、ここは総務委員会であり、地方自治を所管する高市総務大臣ですので、ぜひとも、まず、この局面で、長期化するかもしれないという話が出ていますが、この局面で、今必死になつて取り組んでおられる全国の地方自治体の職員に向かってメッセージを送つてくれませんか。最後にそのことを伺います。</p> <p>○大口委員長 持ち時間が終了しておりますので、簡潔にお答えください。</p> <p>○高市国務大臣 全国の地方自治体の皆様は、感染症対策において非常に重要な役割を担つていただております。</p> <p>今委員が紹介いただいたような医療現場の皆様や、それから使つた後のマスクもまさつているかもしれないごみ収集の仕事に当たつていただいている皆様や、また検査、相談体制で寝る間も惜しんで働いていただいている保健所の皆様や、そして今回の給付金のこともありますし、住民の皆様からの相談にも応じていただいている地方自治体の職員の皆様、特に役場で頑張つていただいる皆様、また教育、社会福祉の現場で頑張つていただいている皆様、全ての皆様の御尽力に心から感謝を申し上げますとともに、御自身の感染リスクも最小限に御注意をいただきながら、それでも住民の皆様の福祉の向上と健康のために何とぞ御活躍をいただきますようにお願いを申し上げます。</p> <p>○高木(鍊)委員 終わります。ありがとうございました。</p> <p>○大口委員長 次に、本村伸子君。</p> |
| <p>○本村委員 日本共産党、本村伸子でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>まず、地方税についてお伺いをしたいというふうに思います。固定資産税、都市計画税の減免の問題でございます。</p> <p>以前も私 固定資産税の減免について質問させていただいて、今回入ったということはよかったですけれども、しかし、償却資産と事業用の家屋だけということに限つております。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>店舗兼住宅の場合も減免対象になるかということ、するべきだと思いますけれどもどうかということ。</p> <p>そして、総務省の資料でも、厳しい経営環境に直面しているというふうに書かれております。今回異例なことで減収になつてているわけですから、ぜひ土地の方も入れていただきたいというふうに思うんです。</p> <p>バス事業者も本当に大幅な減収になつておりますして、広大な駐車場を持つている事業者さんもいらっしゃいますし、あるいは美しい日本庭園を持つている旅館やホテルなどもございます。そうしたところ、土地も含めていただかなければなりませんといふうに思います。</p> <p>土地の固定資産税の減免、そしてそれを補填する特別交付金、全額補填すべきだというふうに思いますが、高市国務大臣、お答えをいただきたいと思います。</p> <p>○高市国務大臣 今回の措置につきましては、先ほど申し上げましたように、中小事業者などの負担を軽減し、事業継続を支援する観点から、固定資産税を軽減することといたしました。</p> <p>個人の方に対する経済支援としては、今般の経済対策の中において給付金などさまざまな予算措置も講じられておりますので、個々の納税者の実情に応じて適切に対応していただけるものと考えております。</p> <p>○本村委員 ゼビ、個人の固定資産税、都市計画税の減免、そして特別交付金で補填をしていくという措置も検討を早急にしていただきたいというふうに思います。</p> <p>固定資産のある方だけではなく、賃貸の方々も救わなければならないというふうに思つております。</p> <p>事業用の賃貸も固定費となり、これが倒産、廃業の危機になつてゐるという状況がございます。</p> <p>このため、事業用資産として、その減価償却費</p> |
| <p>が法人税や所得税において損金や経費に算入されると償却資産及び事業用家屋を対象とすることとしたしました。</p> <p>ですから、土地については対象となりませんし、また、住宅兼店舗については、事業用の部分である店舗部分のみを軽減措置の対象とするごといたしました。</p> <p>○本村委員 今回、異例なことで減収となつてている事業者の方を救済するために、ぜひ土地の減免制度も考えていただきたい、早急に検討していただきたいというふうに思います。</p> <p>○高市国務大臣 二つ目ですけれども、事業用ではない個人の固定資産税そして都市計画税の減免も考えるべきだというふうに思います。</p> <p>資産を売つて税金を払え、家や土地を売つて税金を払えというのではなく、やはり減免制度、こういう危機的な状況ですから、考えるべきだと思いませんけれども、大臣、お願いしたいと思います。</p> <p>○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今回の補正予算では、御指摘のテナント料、賃借料の支払いなどにも用いることのできる使途の制限のない資金として、持続化給付金というのを給付することとしております。御指摘のとおり、中小法人二百万円、個人事業主百万円となつております。</p> <p>この規模感でございますけれども、中小・小規模法人の九五%を占める五十人以下の事業者について、固定費のうちの地代家賃それから広告宣伝費を合計した費用の平均が年間四百万円程度といふふうになつております。それから、個人事業主についてはこれが年間二百万円といふふうになつております。</p> <p>したがいまして、この持続化給付金でございますけれども、年間のこうした支払い負担の半年分、平均六ヵ月分に相当する額を給付するということですけれども、年間のこうした支払い負担の半年分、平均六ヵ月分に相当する額を給付するということです。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおり、店舗の面積であるとかあるいは立地、いろいろな状況がございまして、いろいろな差があるということは事実でございます。一方で、一刻も早く事業者の皆様に資金を供給するということで、一律の資金</p> |
| <p>も、上限が法人で二百万円、個人事業主等で上限一百万円ということで、とても足りない状況があるわけです。</p> <p>きょう、野党が法案を提出をいたしまして、この委員の皆様方にも複数提案者の方がいらっしゃるわけですが、それども、きょうは、安倍首相が、状況が更に延びれば、ちゅうちょなく、やるべきことをやりたいというような答弁もされました。</p> <p>一刻も早く家賃支援、事業用もそうですけれども、個人も一刻も早く制度をつくるべきだというふうに思います。御答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>一朝も早く家賃支援、事業用もそうですけれども、個人も一刻も早く制度をつくるべきだというふうに思います。御答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>まさに思ひます。</p> <p>○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今回の補正予算では、御指摘のテナント料、賃借料の支払いなどにも用いることのできる使途の制限のない資金として、持続化給付金というのを給付することとしております。御指摘のとおり、中小法人二百万円、個人事業主百万円となつております。</p> <p>この規模感でございますけれども、中小・小規模法人の九五%を占める五十人以下の事業者について、固定費のうちの地代家賃それから広告宣伝費を合計した費用の平均が年間四百万円程度といふふうになつております。それから、個人事業主についてはこれが年間二百万円といふふうになつております。</p> <p>したがいまして、この持続化給付金でございますけれども、年間のこうした支払い負担の半年分、平均六ヵ月分に相当する額を給付するということです。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおり、店舗の面積であるとかあるいは立地、いろいろな状況がございまして、いろいろな差があるということは事実でございます。一方で、一刻も早く事業者の皆様に資金を供給するということで、一律の資金</p> |

○本村委員 きょうも必死に金策に駆けずり回っている中小・小規模事業者の方のお声を聞いてまいりました。ぜひ、事業者にもそして個人にも、家賃支援、早急に制度をつくるべきだということを求めておきたいというふうに思います。

次に、一人十万円の特別定額給付金についてでござります。

の定額給付金のことでは御協力をいただいております。暴行を理由に婦人相談所に避難しておられる方についてはその旨を申し出ていただくということ、それから、児童福祉施設に入所している方については特に手續の必要なく、婦人相談所や児童福祉施設が所在する市区町村から申請書が郵送されることになりますので、それで申請を行つて

あるいは、こういうお声がございました。八月三歳のひとり暮らしの母は一人で手続できましたし、新型コロナウイルス感染拡大も心配で、支店に行くのもばかられます、年金受給者は年金座に振り込んでほしい、こういうお声に応えて、くのが行政のあるべき姿だというふうに思いました。

あつてはならないというふうに思います。その点どうするおつもりかということを総務大臣にお伺いしたいのと、文部科学副大臣にもお伺いしたいというふうに思います。

そして、まとめて聞きますけれども、文化芸術、スポーツイベントなどの自粛、キャンセルなどによって大きな損害を受けているわけでござい

いただき、給付を受けていただけることとしております。

視覚障害者の方も、ただ申請書を送りつけられればいいという問題ではございません。

は
ます。そうしたことに対してもしっかりと補償する
ことが必要で、今回の税制改正だけでは全く足り
ないわけでございます。

るわれ、そして学費や生活費で経済的な負い目があり、支配状況は従前より強まつていたということが裁判の判決の中でも事実認定されております。そういう中で性的虐待を受けていたわけですが、

○本村委員 でも、そうできない現実がございまして、同じ世帯という形式にはなつてゐる、住民票上はなつてゐるけれども、その方は、例えば宿泊施設に今避難している方もいらつしやいます。そういう方にも確実に、個人に給付されるように

付をされるべきだというふうに思いますが、それにも、大臣、お願いしたいと思います。

○高市国務大臣 御本人に口座がなくてやむを得ない場合は、窓口での給付も、感染症拡大対策に十分気を配りながらやっていただくということに

の支援を決定をしております。ぜひ、文化芸術、スポーツイベントの自粛、キャンセルなどによつて受けた大きな損害について補償すべきだとうふうに思ひますけれども、御答弁をお願いしたいと思ひます。

同じ世帯ということになつておりますけれども、こういう暴力に苦しむケースは日本社会の中にも確実にあるわけでございます。今回、一人十万円の特別定額給付金は世帯主に受給権があるとおもふうになつておりますけれども、世帯主などに問題があるケースがあるわけです。そういう中

何らかの措置を検討してくれということを申し上げているんです。

なりますし、また、児童養護施設などにも御協力をいただいて、保護されている方の場合でして、施設が所在する市区町村から申請書が郵送され、本人若しくは施設の職員から申請を行つていただき、本人に給付金が支給されるということになります。

○大口委員長 持ち時間が終了しておりますが、
文化庁森審議官、簡潔にお願いします。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

まず、税の控除の対象について、技術的な点についてお答え申し上げたいと存じます。

で、虐待を受けている、DVの被害を受けている、暴力の被害を受けている、家が安全な場所ではない、そういう方々にも、被害を受けている個人に確実に特別定額給付金が給付されなければならないというふうに思います。

○本村委員　家が安全な場所ではなくて、例えばホテルとかに一時的にでも避難をしている方でも大丈夫ということですね。

○高市国務大臣　例えば、女性が虐待を受けているというような場合には、婦人相談所に申し出で

また、おっしゃったように、世帯主が高齢者であつたり障害をお持ちで御本人による申請が困難な場合は、代理人による申請を認めることとしております。例えば、法定代理人、寝たきりの方や認知症の方の御親族、その他、先ほども答弁が

基づき、文部科学省において指定をする、また、地方税においては、この指定イベントのうち、住民福祉の増進に寄与するものとして各自治体の条例において定めるというふうに承知をしてござります。

大臣、個人に確実に特別定額給付金が給付されるようになりますべきだというふうに思いますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○高市国務大臣　今、本村委員がおっしゃつていただいたような、暴行を受けているにもかかわらず同居を続けておられるというような場合には、

いたぐく、また地方公共団体に申し出でいたぐく
ということによつて、給付を受けることは可能で
ござります。

例えれば、いわゆるホームレスの方、またネット
カフエ難民と言われる方々についても、現在、支
援団体の協力を導て、自立支援センターなどが

りましたが、その他の平素から身の回りの世話をしている方、また、老人福祉施設などの職員なども代理人として想定いたします。

○本村委員　まだいろいろ申し上げたいことがありますけれども、イベントチケット代の税額控除の関係につきても、副大臣に来ていただいている

文部科学省としましては、対象イベントの指定に当たりましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の円滑な実施という観点も踏まえまして、文化芸術、スポーツに関連するものでありますて、一定の形式的な要件を満たすものであればして、幅広く対象とするごとを想定しているところでござります。

○本村委員 未成年の方や野宿者の方で銀行など口座がない方の場合も給付を受け取れるようになりますが、どうなつておられるのですか?

しっかりとお手伝いをして、給付を受けていただくなつておられます。

どうなつておられるかといふと、

今回、所得税の方は文部科学省で許可基準を定めるところ、個人住民税の方は地方自治体が決めるところですけれども、表現の自由との関係で、イベントや団体など、内容を検閲するようなことがありますので、質問をさせていただきたいというふうに思います。

○上野副大臣 政府全体としての方針として、新型コロナウイルスの影響によりさまざまに発生する各事業者の個別の損失を直接補償するということは難しいと考えていますが、現在厳しい状況にある文化芸術やスポーツ関係者に対する支援を行ないます。

うことは、議員おつしやるところ、大変重要であると考えております。

現時点でもさまざま支援策等とられておりますが、さらに、今回の緊急経済対策の中で、事業継続のための新たな給付金としていわゆる持続化給付金を創設することとして、当該給付金については、文科芸術を始めとする幅広い業態の特殊性に配慮することと明記しているところでござります。

文化芸術団体やフリーランスのアーティストにとって使い勝手のよいものとともに、個別のニーズに応じた情報提供等を行い、文化芸術活動が継続できるように支援していかたいと思っております。

また、イベントの自粛によって主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえて、イベントのチケットを払い戻さず寄附することで税優遇を受けられる制度も新設します。

さらに、芸術文化、スポーツ活動のV字回復をさせると、さまざまな対策等とさせていただくことになつております。これからも、この未曾有の困難を乗り越えるために、文化芸術、スポーツにかかる皆様の意見をしっかりと伺いながら、引き続き文化芸術、スポーツの振興に全力で取り組んでいく所存でございます。

○本村委員 一層の支援を求めて、質問を終わらせていただきます。

○大口委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でござります。

済みません、通告が、あしたの予算委員会との関係もあって、ちょっと多目になつてしまいまして。ところが、時間、ちょっと私の認識不足で、十五分しかないのですが、済みません、たくさん来ていただいたんですが、家賃の問題はあしたやりますので、先にマイナンバーについて質問させていただきます。

高市大臣は、マイナンバーカードを担当されて

おりました。

います。

○足立委員 自民党の皆さんには重々わかつてい

ります。

いろいろ難しいお立場なのは承知していますが、私は、い

るに反対をしているマイナンバー、これを閣法で、この緊急事態、非常事態に乘じて閣法で安易に改正すると、また印象操作とかされますから、私は、これは議員立法でやつたらどうかということです。

大臣、私は、マイナンバー法を速やかに改正して、各種給付にマイナンバーを使うべきだと考

ますが、いかがですか。

○高市国務大臣 もうマイナンバー法の内容は十分御承知の上で御質問だと思いますが、社会保障分野、税、災害対策、各分野の行政事務のうち、マイナンバー法で利用を認められた事務に限ってマイナンバーの利用が可能でございます。

今、とにかく私が急いでいるのは、今回の特別定額給付金をいかに速やかに給付するかというごとなんですが、これはマイナンバー法で利用を認められた事務ではございませんので、残念ながら、給付事務でマイナンバーを利用することはできません。

しかも、この特別定額給付金は、もう既に、四月二十七日の住民基本台帳の情報をもとに、複数の団体が早期支給に向けて準備を進めておりますので、今はそちらを優先したいと思います。

マイナンバー法の改正そのものについては、実際は私も四月十五日に、これは改正できぬかなといふ話を役所としてみたんですが、余り要件を緩くし過ぎますと、これは大体、法律にきちっと定められた事務に限つて別表に出てるわけでござりますので、これもあれもと要件を緩くして、法律に定められていないものまで入れちゃうと、反対にまた国民の皆様の御理解が得られるのかどうかという問題もあり、少し慎重に、しつかりと研究して検討しなきゃいけないことだと思っております。

今、高市大臣がおつしやったのと同じ理由で、奈須野部長を始め経産省の皆様は、とにかく連休

ますので、これもあれもと要件を緩くして、法律に定められていないものまで入れちゃうと、反対にまた国民の皆様の御理解が得られるのかどうかという問題もあり、少し慎重に、しつかりと研究して検討しなきゃいけないことだと思っております。

○足立委員 私、今、大臣が省内で検討いたしましたことがあるという御答弁をいただいて、予想どおりというか、高市大臣であれば、当然こういう

議論は省内でもされておられるだろうなと思っていました。

しかし、今御指摘のように、共産党を中心とした反対をしているマイナンバー、これを閣法で、この緊急事態、非常事態に乘じて閣法で安易に改正

などと思いますよ。いや、配るのはいい。この持続化給付金というのはすばらしい制度です。産業分野には、経済産業省の分野には雇用調整助成金の

きのう、私たち日本維新の会が公表した第四弾の新型コロナ対策の提言、この中で、五本柱を書いています。が、その一丁目一番地にマイナンバー法改正を位置づけさせていただいて、そして、先ほど、馬場幹事長、遠藤国対委員長、浦野政調会長代行、三名で西村大臣にお会いをして、そして、西村大臣の方から自民党と、公明党もぜひ、國重先生、マイナンバー、賛成でしょう。余り反応しません。自民党、公明党と維新の会で、責任三政党でしっかりとこのマイナンバー、進めてまいりました。

ただ、西村大臣も政府ですから、これはしっかりと西村大臣の方から自民党に落としていただきて、しつかり自民党と、公明党もぜひ、國重先生、マイナンバー、賛成でしょう。余り反応しません。自民党、公明党と維新の会で、責任三政党でしっかりとこのマイナンバー、進めてまいりました。

しかも、この特別定額給付金は、もう既に、四月二十七日の住民基本台帳の情報をもとに、複数の団体が早期支給に向けて準備を進めておりますので、今はそちらを優先したいと思います。なぜ私がこの三党しか呼ばないかは、あしたの予算委員会でしつかり説明してまいりたいと思います。

きょうは、一つ、あした梶山大臣にも伺いたいと思いますので、大変恐縮ですが、奈須野部長、奈須野部長を始め経産省の皆様は、とにかく連休

もぜひやりたいということでお話をしています。ただ、西村大臣も政府ですから、これはしっかりと西村大臣の方から自民党に落としていただきて、しつかり自民党と、公明党もぜひ、國重先生、マイナンバー、賛成でしょう。余り反応しません。自民党、公明党と維新の会で、責任三政党でしっかりとこのマイナンバー、進めてまいりました。

しかも、この特別定額給付金は、もう既に、四月二十七日の住民基本台帳の情報をもとに、複数の団体が早期支給に向けて準備を進めておりますので、今はそちらを優先したいと思います。

マイナンバー法の改正そのものについては、実際にまだ国民党の皆様の御理解が得られるのかどうかという問題もあり、少し慎重に、しつかりと研究して検討しなきゃいけないことだと思っております。

今、高市大臣がおつしやったのと同じ理由で、奈須野部長を始め経産省の皆様は、とにかく連休

ますので、これもあれもと要件を緩くして、法律に定められていないものまで入れちゃうと、反対にまた国民の皆様の御理解が得られるのかどうかという問題もあり、少し慎重に、しつかりと研究して検討しなきゃいけないことだと思っております。

今、奈須野部長が毎度御紹介いただいているこの持続化給付金は、メーンの対象は家賃です。固定費で穴があいている家賃を埋めることに大変役に立つ制度。ただ、低額だから問題があるんだけれども、でも、足しにはなります。

ところが、今、家賃については、国会がぼうつれるか、御紹介いただけますか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

法人の場合は法人番号というのがございますが、個人の場合は、マイナンバーというのが我々は使えませんので、運転免許証などを使って住

としているものだから、神戸市とか新宿区とかが独自のスキームを発表しています。

そのスキームというのは、家賃をオーナーが減額したら、その減額の八割なら八割を補助するスキームです。まさに、きょう野党が共同で提出した家賃支援法案に、我々日本維新の会が皆様にお願いをして入れていただいた第五条、きょうの家

賃法案の第五条の補助スキームと全く同じです。我々維新の会が入れ込んだスキームというのは、まさに神戸市がやり、新宿区がやっている制度です。でも、それは単費でやっているんですよ。もしかしたら臨時交付金を使うかもしませんけれどもね。

だから、申し上げたいのは、まあ第一弾は仕方ない。第一弾は、後から追いかけてもいいですよ。後から追いかけてもいいから、私は、持続化給付金、個人事業主についてはマイナンバーを付して管理していく。

そうすると、何がいいことがあるかといったら、神戸市や新宿区が名寄せできますね、併給調整できます。併給調整というのは、別にどっちかをやめるということではありません。でも、新宿区や神戸市や全国の自治体が地元の事業者を支えるときに、どの事業者が休業要請を受けて休業している事業者か、どの事業者が経済産業省の給付金をもらっているのか、どの事業者が厚生労働省の支援を受けているのか、今全部縦割りで、誰もわからないんですよ。

奈須野部長、これは連休明けからやるんだからもう遅いんだけれども、私は、後追いでもいいからマイナンバーを入れていきたいと思います。私たちの力で、与党の皆様の力もかりて、マイナンバー法、議員立法で改正したいと思いますが、後

からできるかな、今つくられているシステム、ここに、法人番号だけではなくてマイナンバーも書いていただく欄を一つ追加する、システム改修に何日ぐらいかかりますか。

○奈須野政府参考人 マイナンバーを利用してもよると

思いますが、それでも、数週間から、本格的なものを

求めるとすると數ヶ月というような、ちょっとと準備期間が必要になる可能性があると思います。

○足立委員 今、奈須野部長がおっしゃったの

は、例えば番号を入れると関連の情報が全部上がってくるようなものです。だから、多分添付

書類は、例えば厚生労働省に出している添付書類は、経済産業省には出さなくていいとか、そこまでやろうとする、今おっしゃったように大変

だ。しかし、名寄せだけでもできるようにすれば、私は役に立つと思う。例えば、知事が休業要請しているところ、これと、持続化給付金を受けているところ、これを名寄せしたら、自治体は地

域をマネジメントするときに役に立ちますよね。

そうやって、単なる整理番号、どつちみち整理番号はあるんでしよう。どのみち整理番号はある、経済産業省持続化給付金独自の整理番号があ

る。その整理番号のかわりに、まあ受け付け番号はあると思うけれども、加えて、法人番号とマイナンバー、単なる整理のための番号としてマイナ

ンバーを導入するのであれば、一、二週間で可能だと思うんですが、いかがですか。

○奈須野政府参考人 今回の仕組みがまだスター

トしておりませんので、一、二週間でできるかどうかは、ちょっと確約しかねるところがございま

す。

○足立委員 あしたもこれは引き続きやりたいと思

う思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、きょう厚生労働省もお越しをいたしました。御容赦いただきたいと思います。

○大口委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 井上一徳です。

よろしくお願ひいたします。

まず、特別定額給付金について質問したいと思

います。

私は、全住民に一律十万元にされたということは一定の評価はしておりますけれども、やはり、所得制限を設けて、もっと本当に生活に困っている人に手厚くすべきだというふうに思つておりま

す。

これから、先行きの見えない中で、生活に困つ

ている人たちはこの十万元ではなくて足りないと

思つて、ですから、さらなる支援策について、

政府としてどのように考えておられるか、御説明

いただきたいと思います。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。

らには都道府県の公表情報等既存の資料などを活用いたしまして、そういう休業対象になつているかどうかを判断したいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、現在その方法を

かどりかを判断したいというふうに考えておりま

すが、いざれにいたしましても、現在その方法を

検討中でございまして、詳細を早急に検討を進め、労働局に指示したいと考えてございます。

○足立委員 今あつたみたいに、あの書類この書類、だから添付書類が山のようふえて、雇用調

整助成金、こんな書類ですよ。そんなことをやつ

ているから竹とやりになるんですよ。そうじやな

は、駆迦に説法ですが、税と社会保障と災害対策、これに使えるようになつているのに、なぜ新

型コロナ感染症対策に使えないんですか。

ぜひ、政府・与党の皆様の御協力を得て、マイナンバー法改正案、あすにも条文が上がつてきました。御容赦いただきたいと思います。

○大口委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 井上一徳です。

よろしくお願ひいたします。

まず、特別定額給付金について質問したいと思

います。

私は、全住民に一律十万元にされたということ

は一定の評価はしておりますけれども、やはり、所得制限を設けて、もっと本当に生活に困つ

ている人たちはこの十万元ではなくて足りないと

思つて、ですから、さらなる支援策について、

政府としてどのように考えておられるか、御説明

いただきたいと思います。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げました。こ

れはどうやって厚生労働省労働局は、誰が自粛要請の対象かということを見分けるんですか。

○達谷窟政府参考人 お答え申し上げます。

雇用調整助成金の支給申請があつた場合に、私

どもの方で、事業主の方から提出いただいた情

報、それから都道府県労働局が保有する情報、さ

特別定額給付金制度につきましては、まさに国民一人一人がそれぞれのお立場で、また持ち場で感染症と闘つておられる中ですが、今こそ全国民が連帯して、一致団結すべきときであります。こうした状況の中で、給付金の対象かどうかで国民の分断を生む事態というのは好ましくないと考えております。さまざま声や与野党の御意見も踏まえた上で、全ての国民に一律十万元の給付金を支給するということとなつたものでございます。

先生御指摘のとおり、今回のコロナウイルス感

染症による影響で収入が減少して生活に困窮して

いる方々への支援が重要である、こんなふうに考

えております。

今回の経済対策には、生活困窮者も含めまし

て、家計への直接支援策を幅広く盛り込んでいるところであり、まずは対策の裏づけとなります令和二年度補正予算の早期成立をお願いしたいと考

えております。

また、今回、事態の収束に向けては不確実性も

あることから、今般の補正予算には、これまでに

ない規模の特別予備費一・五兆円も計上をして

いるところでありまして、その上で、今後も内外経済や国民生活への影響を注意深く見きわめて、必

要に応じて臨機応変かつ果斷に対応してまいります。

○井上(一)委員 サラなる支援策について、ぜひ

検討していただきたいと思います。

○井上(一)委員 さらなる支援策について、ぜひ

検討していただきたいと思います。

次は、今、四十四都道府県で休業要請がなされ

て、全国の事業者の皆さん、この感染を何とか

食いとめるんだということで休業要請に応じて休業をされております。

それで、その中で、都道府県でいろいろ濃淡あ

りますけれども、支援金、協力金ですね、これが支払われるということになつています。それで、

課税対象になつておられるといふことで、私はこれはぜひ協力金を非課税にすべきだというふうに思つております。

まず、それで確認されども、この十万元の

一律給付金、これは非課税措置になつてゐると思
いますが、簡単に答えてください。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、家計への支援のための給付金につき
ましては非課税とする措置を講じておなりまし
て、今般の十万円の特別定額給付金につきまし
て、同様の性格を有していることから、非課税措
置を講ずることとしております。

○井上(一)委員 次は、持続化給付金、これにつ
いてはどういうふうな対応を考えておられるで
しょうか。

○重藤政府参考人 お答えいたしました。

持続化給付金につきましては、これは事業者に
対して事業の継続のために給付するものとされて
ござりますので、所得の計算上、収入金額又は益
金に算入することとなります。

○井上(一)委員 次は、休業協力金、これについ
ては今どういうお考えでいらっしゃか。

○重藤政府参考人 お答えいたしました。

自治体が払います協力金につきましては、形態
がさまざまなものがありますので課税関係は一律
ではないと思いますが、法令の規定によつて非課
税規定があるものを別といたしますと、同じよう
に、事業者の営業損害、収入の減少や営業費用の
増加、あるいは被用者の収入減を補償するもの
は、所得計算上、収入の額に計上する必要がある
ということです。

○井上(一)委員 東京都への回答では、この協力
金は課税対象になるという答えをされているわけ
ですけれども、資料二を見ていただきたいんです
が、所得税法の中で、非課税所得、政令で定める

ものは非課税所得になると。先ほど説明ありまし
たように、損害賠償金等は、これは非課税とされ
るもののは生じてこない、こういうふうにな
るわけです。その中に一つ、三という項目があり
ます。そして、例えば見舞金であれば、これは非課税に
なるわけです。他方で、括弧で、第九十四条の規
定に該当するものは除くということで、この九十
四条で、補償金その他これに類するものは、これ
は課税の対象になる、こういうような仕組みに
なつてゐるわけです。

私は、この協力金というものは、補償金ではなく
て、まさに見舞金に該当するものだと思つてゐる
わけです。そういうことで、全国知事会の方も、
緊急提言の中で一番最初に、現下の危機的状況に
鑑みて、個人や事業者に対する補助金や助成金に
ついて、特例的に非課税としてほしい、こういう
要請をしてゐるわけです。

私は、もうこういう今の状況、危機的な状況で
す。本当に困難です。税金をいかに徴収するかと
いうことではなくて、こういう状況ですから、國
民の方々からいかに税金を徴収しないで済むかと
いうことをぜひ考えてほしいんです。

そういう意味から、全国知事会と、この協力金
の課税の対象、あり方、ぜひ一回議論をしていた
だきたいと思うんですけども、どうでしよう
か。

○宮島大臣政務官 先生の御質問についてお答え
を申してまいりたいと思います。

その前に、今し方国税庁の方からお答え申し上
げましたように、東京都やほかの自治体でも検討
が進んでおりますけれども、事業者に対する協力
金でございますが、その支給の要件等は今詳細に
把握しているわけではございませんが、国が支給
する持続化給付金と同様、事業に関して支給され
るものであれば、基本的に、税法上の事業収入に
計上する必要があるんだという基本的な立場であ
るわけでございます。

そして、現下の状況を鑑みれば、多くの事業者
の皆様が大変苦労されておるわけでございます

が、売上げの減少や、協力金を受けても、当然赤
字になるということも考えられ、その場合には課
税というものは生じてこない、こういうふうにな
るわけでございます。

政府といたしましては、現在、この新型コロナ
対策、感染症及びその蔓延防止ということで、こ
の措置の影響により厳しい状況に置かれている事
業者の皆様方、この方々に対して、納税猶予、こ
れは減収された事業者の方に無利子無担保という
ことをつけているわけでございますが、このよう
な制度や、欠損金の繰越しなどによる還付の特例
など、税制上の措置を始め、いろいろな措置を講
ずることとしているわけでございます。

事業者の事業継続を主眼に、しっかりと支援して
まいりたいという基本的な立場であります。

○井上(一)委員 ゼビ全国知事会と協議をしてい
ただきたいと思うんですけども、この点につい
てはどうでしょうか。

○宮島大臣政務官 お答え申し上げます。

今ここでちょっとお答えできませんので、また
引き続き検討してまいりたいと思います。先生の
御意見を承ったということでお願いしたいと思
います。

○井上(一)委員 全国知事会の皆さんも、財務
省、ぜひ協議していただきたいということをお願
いして、質問を終わらたいと思います。

ありがとうございました。

○大口委員長 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

次回は、明二十九日水曜日午前十時五十分理事
会、午前十一時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後五時五十五分解散会

（地方税法の一部改正）

第一條 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十
六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の十第一項及び第二十九条
の八の二中「令和二年九月三十日」を「令和三
年三月三十一日」に改める。

附則に次の四条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶
予の特例）

第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイ
ルス感染症、新型インフルエンザ等対策特別
措置法（平成二十四年法律第三十号）附則
第一条の二第一項に規定する新型コロナウイ
ルス感染症をいう。次条第一項及び附則第六
十二条第一項において同じ。及びそのまん延
防止のための措置の影響により令和二年二月
一日以後に納稅者又は特別徵收義務者の事業
につき相当な収入の減少であつて総務省令で
定める事実があつたことその他これに類する
事実（次項において「新型コロナウイルス感
染症等の影響による事業収入の減少等の事
実」という。）がある場合において、これらの
者が特定日（徵收の猶予の対象となる地方團
体の徵收金の期日として政令で定める日をい
う。第一号において同じ。）までに納付し、又は納
は納入すべき地方団体の徵收金で次に掲げる
ものの全部又は一部を一時に納付し、又は納
入することが困難であると認められるとき
は、政令で定めるところにより、その地方団
体の徵收金の納期限内にされたこれらの者の
申請（地方団体の長においてやむを得ない理
由があると認める場合には、その地方団体の
徵收金の納期限後にされた申請を含む。）に基
づき、その納期限から一年以内の期間（第二
号に掲げる地方団体の徵收金については、政
令で定める期間）を限り、その地方団体の徵
收金の全部又は一部の徵收を猶予することが
できる。

の成立した地方税（政令で定めるものを除く。）に係る地方団体の徴収金で、納期限が

令和二年二月一日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

二 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金で、その納期限が令和二年二月一日以後に到来するもの

前項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五条の二（第一項から第三項までを除く。）、第十五条の二の二から第十五条の三まで並びに第十五条の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。この場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定による徴収の猶予は、第十五条第三項に規定する徴収の猶予とみなして、第十五条の五第一項、第十五条の六第一項及び第二項、第十六条の二第一項、第十八条の二第四項並びに第二十条の五の三の規定を適用する。

5 第一項の規定による徴収の猶予をした場合

における第十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合（附則第五十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。

6 前各項の規定の適用がある場合におけるこの法律の規定に関する技術的読替えその他当該各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第六十条 第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延止めの措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供すことができるなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、同項中の「當該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで

| 第十七の二第一項 | 第七十三条の二 | 一年六月以内、同項第二号 |
|----------|----------------|--------------------|
| | 六月以内 から六月以内 | 六月以内 から六月以内の日まで |
| | | 同項の耐震改修の日後六月以内の日まで |

（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第六十一条 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この条及び次条において「中小事業者等」という。）（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。次項において同じ。）が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋（その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する家屋で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）に限る。次条において同じ。）及び償却資産（以下この条において「特例対象資産」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合（令和二年二月から十月までの間ににおける連続する三月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額（当該中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額をいう。以下この号において同じ。）を当該期間の初日の一年前の日から起算して三月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除して得た割合をいう。次号において同じ。）が百分の五十以下となる場合 零

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合が百分の七十以下となる場合（前号に掲げる場合を除く。）二分の一

2 前項の規定は、中小事業者等から、令和三年一月三十一日までに、総務省令で定める書類を添付して、市町村長（特例対象資産が第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、令和三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合があるべき旨の申告がされた場合に限り、適

| |
|--|
| <p>3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金額及び附則第六十七条第一項に規定する都市計画税減収補填特別交付金額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金額とする。</p> <p>4 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県又は各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金額とは当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額並びに附則第六十七条第二項及び第三項の規定により交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。</p> <p>(固定資産税減収補填特別交付金の額)</p> <p>第六十六条 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(第四項において「固定資産税減収補填特別交付金額」という。)特例による減収見込額の合算額に相当する額とする。</p> <p>2 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産</p> |
| <p>税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>4 固定資産税減収補填特別交付金額と、当該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、総務省令で定めるところにより、その差額を各道府県及び各市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額で按分し、当該年度に相当する額をそれぞれ当該道府県又は当該市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。</p> <p>(都市計画税減収補填特別交付金の額)</p> <p>第六十七条 令和三年度分として交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(第三項において「都市計画税減収補填特別交付金額」という。)とする。</p> <p>2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の特別交付金の額の算定に用いる資料を道府県知事に提出しなければならない。この場合において、道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。</p> <p>(特別交付金の使途)</p> <p>第七十条 道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該道府県の特別交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>第七十一条 市町村は、交付を受けた特別交付金の額のうち都市計画税減収補填特別交付金の額を、第七百二条第一項に規定する費用に充てるものとする。</p> <p>(交付税及び譲与税配付金特別会計における特別交付金に係る繰入れ等)</p> <p>第七十二条 附則第六十五条第三項に規定する特別交付金の額は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第六条の規定によつて算定した都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、当該市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額で按分し、当該市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。</p> |
| <p>(特別交付金の算定の時期等)</p> <p>第六十九条 特別交付金は、令和三年度から令和六年度までの各年度の三月に交付する。(特別交付金の算定に用いる資料の提出等)</p> <p>第七十条 道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該道府県の特別交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>第七十一条 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の特別交付金の額の算定に用いる資料を道府県知事に提出しなければならない。この場合において、道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。</p> <p>(地方公共団体における年度間の財源の調整の特例)</p> <p>第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準付すべき普通交付税の額を算定する場合における地方交付税法附則第六十三条第一項及び第六十四条第一項の規定の適用について</p> <p>第七十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)第四条の三第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税」である。</p> <p>第七十五条 地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、固定資産税減収補填特別交付金」とする。</p> <p>(特別区財政調整交付金の特例)</p> <p>第七十六条 総務大臣は、特別交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第六十八条の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金</p> |
| <p>(基準財政収入額の算定方法の特例)</p> <p>第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準付すべき普通交付税の額を算定する場合における地方交付税法附則第六十三条第一項及び第六十四条第一項の規定の適用について</p> <p>第七十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)第四条の三第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税」である。</p> <p>第七十五条 地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金額」とする。</p> <p>(地方財政審議会の意見の聴取)</p> <p>第七十六条 総務大臣は、特別交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第六十八条の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金</p> |

の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

(命令への委任)
第七十七条 附則第六十五条から前条までに定

その他のこれらの規定の適用に關し必要な事項は、命令で定める。

第三十三条 地方行政法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

令和三年度までの各年度において交付する交付金を「。以下同じ。」と改め、同条第三項中「あつては」を「あつては」に改め、「加算した額」の下に、「令和三年度にあつては当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における同項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額」を加え、同条第四項中「あつては」を「あつては」に改め、「加算した額」の下に、「令和三年度にあつては当該額に当該年度において同項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額」を加える。

金については、第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十九条第一項中「その地方団体の徴収金の納期限内」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）」の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から「二月を経過する日まで」と、「その地方団体の徴収金の納期限後」とあるのは「施行日から二月を経過した日以後」として、同項の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の行使を令和二年一月一日から政令で定めるまでの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対するして政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときには、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、三年新法附則第六十条第三項及び第四項の規定を適用することができる。

(政令への委任)

(地方税法附則第五十九条第一項の規定)による徴収の猶予等に伴う地方債の特例)
第三十三条の五の十二 地方公共団体は、令和二年度及び令和三年度に限り、地方税法附則第五十九条第一項(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二号)附則第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予をする場合及び国が新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二号)第三十条

(施行期日)
附 則

よる納税の猶予をする場合には、地方公共団体のこれらによる減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額

める日から施行する。
一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の
規定並びに附則第三条及び第四条の規定 令
和三年一月一日

の範囲内で、地方債を起こすことができる。
**(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一
部改正)**

に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置)

(新型)コロナウイルス感染症等に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)